

「簡易な施工計画」作成の注意点

総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により、徳島県電子入札システムでは、平成29年7月1日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため、総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式2）の標準様式をワードファイルに変更しています。

簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は、**PDF形式に変換**して申請して下さい。

なお、簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も、なるべく**PDF形式にて提出**するようにして下さい。

共同企業体名：_____

簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：R1徳環 徳島東環状線 徳・末広3 高架橋下部工事（担い手確保型）

評価項目	「工程管理」の適切性
具体的な施工計画	
<p>この工事は、徳島東環状線末広・住吉高架橋（仮称）のうち、本線部の橋脚1基とランプ部の橋台、橋脚各1基を施工する工事である。</p> <p>橋梁下部工事では、所要の性能を確保するために、各工種において適時の段階確認を行いながら、工程を進めることが重要であるが、本工事の場合、現道に隣接した狭隘な区域内で3基の下部工を構築するため、作業ロスが発生し易く、特に綿密な工程管理が求められる。</p> <p>加えて、本工事は建設工事の担い手を確保する目的で、4週8休以上の休日を確保しながら施工する担い手確保型の試行工事であることから、無理な工期短縮や休日返上を行うことなく、効率的な手順で施工し、工期全体を通して定期的に休日を確保することが求められる。</p> <p>これらのことを踏まえ、次の全ての項目について具体的に記述すること。</p> <p>また、④については、簡易な施工計画（補足：工程表）により、この工事全体の工程表を作成すること。</p> <p>① 杭基礎施工時における工程管理上の留意事項</p> <p>② 底版、躯体施工時における工程管理上の留意事項</p> <p>③ ①②以外の内容で確実な工程で施工するための留意事項と休日確保の方策</p> <p>④ ①～③の記載内容の適切性を確認するための全体工程表（補足：工程表）</p> <p><u>※④については、簡易な施工計画（補足：工程表）により評価を行う。</u></p> <p><u>※簡易な施工計画（補足：工程表）の添付の無い場合、入札が無効となりますので、必ず、簡易な施工計画（補足：工程表）を添付してください。</u></p>	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

共同企業体名：_____

簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：R1徳環 徳島東環状線 徳・末広3 高架橋下部工事（担い手確保型）

評価項目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
具体的な施工計画	
<p>この工事の区域は、1日当たり約3万台の通行がある現道に近接し、周辺には店舗や住宅、学校もあることから、施工に際しては、終日、通行者への安全対策が求められる。</p> <p>また、この工事は担い手確保型工事のため、通常の工事に比べ休工日が多くなることから、工事現場における安全管理や資材管理がより一層重要となる。</p> <p>さらに、狭隘区域で3基の下部工を施工することから、この工事における工種全般に渡り特段の事故防止対策が求められる。</p> <p>加えて、この工事の施工においては、県民の建設産業への関心を深めるための取組（例：実際の施工現場を活用した作業体験等）を実施することとしており、そのためには、取組の提案や提案を実施する際の関係機関との事前調整、安全確保等が求められる。</p> <p>これらのことを踏まえ、次の全ての項目について具体的に記述すること。</p> <ol style="list-style-type: none">① 現道の通行者（自動車、自転車、歩行者）の安全確保のための配慮事項② 休工日における現場管理のための配慮事項③ 狭隘区域での施工における事故防止のための配慮事項④ 建設産業への関心を深める取組と実施に当たっての事前調整等 <p>※④の有効な取組については、その費用を変更契約の対象とする（入札額には含めないこと。）。</p> <p>※④の申請について、受注後、関係機関等との事前調整の結果、実施ができないと判断できる場合は、受注者は「同等又は同等以上」の履行義務を負わない。</p>	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

共同企業体名：_____

簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：R1徳環 徳島東環状線 徳・末広3 高架橋下部工事（担い手確保型）

評価項目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
<p>① 現道の通行者（自動車、自転車、歩行者）の安全確保のための配慮事項</p> <p>② 休工日における現場管理のための配慮事項</p> <p>③ 狭隘区域での施工における事故防止のための配慮事項</p> <p>④ 建設産業への関心を深める取組と実施に当たっての事前調整等</p>	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

<記述上の留意点>

商号又は名称：_____

簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名： R100 〇〇〇〇〇工事 ←※工事名が間違っていないか確認を！

評 価 項 目	「工程管理」の適切性
---------	------------

具体的な施工計画

〇〇ということ（工事特性）に鑑み、〇〇する観点から、次の事項について記述すること。

- ① 〇〇・・・
- ② △△・・・
- ③ ■■・・・
- ④ ××・・・

※①の項目についての記述に対して、②の項目で評価することはないので、テーマに沿った記述になっているのか、再確認を！

特に具体的な施工計画（「工程管理」の適切性に係る補足：工程表を除く。）を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の文字の大きさの規格は10.5ポイント以上とする。

なお、「記述枠」の規格値は縦21.0cm、横17.0cm以内とし、55行以内で規格値以内の「記述枠」内にアンダーラインを使用しないで記述することとし、アンダーラインを使用して記述した箇所については、評価の対象としないので注意すること。

また、執行機関での印刷結果において、以下の項目に一つでも該当する場合は、「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。

- ① 文字の大きさが明らかに10.5ポイントを下回る場合
- ② 「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から5mmを超えて大きい場合
- ③ 「記述枠」内に56行以上の記述がある場合
- ④ A4版でない場合
- ⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合

注1：手書きの場合も同様とする。

注2：文字のうち、写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題、図表等と一体とみなすことができる名称等、また、英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。

注3：「記述枠」内に県が記載している文章については、テーマ番号以外は削除しても良いが、記載が残っている場合は、行数に含める。

注4：空白行は、行数に含めない。

注5：写真・図は行数に含めないが、表中の行は行数に含める。

<記述枠：縦21cm×横17cm以内に制限>

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。